

証券コード 1743

2022年12月2日

株 主 各 位

鹿児島市伊敷五丁目17番5号

コーアツ工業株式会社

代表取締役社長 出口 稔

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、本株主総会におきましては、ご健康状態にかかわらず、極力株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面による事前の議決権行使をいただくことをご推奨申し上げます。なお、議決権を事前に行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年12月20日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月21日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 鹿児島市伊敷五丁目17番5号
当社本社 3階会議室
 3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第64期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本株主総会でのお土産の用意はございませんので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症にかかる本株主総会における対応につきまして

- ・ 感染防止のため、会場内のソーシャルディスタンスを確保することから、ご用意できる座席数が例年より大幅に減少いたします。そのため当日は、ご来場いただいてもご入場できない場合がございます。
- ・ 会場内での滞在時間を短縮する観点から、本株主総会では、事業報告等のご説明を簡略化させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知をお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・ 受付を行う前に、非接触型の体温計により検温を実施させていただきます。発熱のある方や体調のすぐれない方におかれましては、ご入場をお断りさせていただきます。
- ・ 会場におきましては、感染予防にご配慮いただき、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ・ 建物内各所にアルコール消毒液を設置いたしますので、手指の消毒にご協力をお願い申し上げます。
- ・ 当社役員及び運営スタッフは、事前に検温を実施し、体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・ 株主総会当日までの状況の変化に伴い対応に変更がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.koatsuind.co.jp/>) にてお知らせいたします。

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.koatsuind.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

## (添付書類)

# 事業報告

( 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況が続く中、国による各種経済支援政策や各種制限の緩和により経済活動に正常化の動きがみられるものの、新たな変異株の発生により感染の収束が未だ見通せないことに加え、ウクライナ情勢や中国のゼロコロナ政策等を要因とした原材料及び資源価格高騰なども重なり、景気の先行きについては、引き続き不透明な状況が続いております。

建設業界におきましては、公共投資については国土強靱化政策等を背景に既存インフラの維持管理等を中心に堅調に推移しており、また、民間設備投資についても持ち直しの動きが続くものの、慢性的な建設労働者不足による労務費の高騰や、建設資材価格の高騰に伴う建設コストの上昇による受注競争の激化などの影響で、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような中、当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ。）は当期経営基本方針として「挙社一致、生産性向上と働き方改革を推進すると共に、それぞれが関わるインフラ整備事業での高品質と高収益の実現により、次代へ継続する事業展開を創造する。」を掲げ、鋭意努力してまいりました。その結果、売上高におきましては100億79百万円と前連結会計年度に比し4億67百万円（4.4%減）の減収になりました。主となる建設事業におきましては完成工事高が増加した中で工事原価の圧縮に努めましたが、経常利益は9億13百万円と前連結会計年度に比し3億12百万円（25.5%減）の減益となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、5億61百万円と前連結会計年度に比し81百万円（12.6%減）の減益となりました。

当連結会計年度の受注高、売上高及び繰越高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 事業の種類別     | 前期繰越高  | 当期受注高  | 当期売上高  | 次期繰越高  |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 建設事業       | 11,851 | 11,001 | 9,027  | 13,825 |
| コンクリート製品事業 | 78     | 934    | 830    | 181    |
| 不動産事業      | —      | 118    | 118    | —      |
| 売電事業       | —      | 102    | 102    | —      |
| 合計         | 11,929 | 12,157 | 10,079 | 14,006 |

(注) 「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響額を前期繰越高に反映しております。

## (2) 資金調達状況

特記すべき資金調達はありません。

## (3) 設備投資状況

当連結会計年度の設備投資の総額は2億25百万円であります。

主なものは、コンクリート製品事業における大隅工場プラント設備新設等であります。

## (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区               | 分 | 第 61 期<br>(2019年9月期) | 第 62 期<br>(2020年9月期) | 第 63 期<br>(2021年9月期) | 第64期(当連結会計年度)<br>(2022年9月期) |
|-----------------|---|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------|
| 受               | 注 | 6,845                | 10,363               | 18,688               | 12,157                      |
| 売               | 上 | 11,736               | 11,045               | 10,547               | 10,079                      |
| 経               | 常 | 1,156                | 822                  | 1,226                | 913                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 益 | 94                   | 619                  | 643                  | 561                         |
| 1株当たり当期純利益(円)   |   | 41.49                | 272.35               | 282.81               | 246.92                      |
| 総               | 資 | 11,446               | 12,093               | 12,266               | 12,703                      |
| 純               | 産 | 6,488                | 7,059                | 7,674                | 8,109                       |
| 1株当たり純資産額(円)    | 産 | 2,852.60             | 3,103.76             | 3,374.54             | 3,565.55                    |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。
2. 2022年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、第61期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりであります。
- ・2020年9月期……………受注物件の獲得競争の厳しさが継続している中、受注高は大幅に増加しました。利益率のよい工事の進捗率の上昇や工事原価等の圧縮等にもかかわらず、売上高と経常利益は減少・減益となったものの、親会社株主に帰属する当期純利益は増益となっております。
  - ・2021年9月期……………受注物件の獲得競争が厳しさを増す中、大型工事等の受注を獲得したため受注高は大幅に増加しました。また売上高は減少したものの、利益率のよい工事の進捗率の上昇や労務費・材料費の圧縮等に努めた結果、経常利益と親会社株主に帰属する当期純利益ともに増益となっております。
  - ・当連結会計年度……………既述の「(1)事業の経過及びその成果」をご参照ください。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

## (5) 対処すべき課題

わが国の経済状況においては、新型コロナウイルス感染症については、国による各種経済支援政策や各種制限の緩和により経済活動に正常化の動きが見られるものの、ウクライナ情勢や中国のゼロコロナ政策等を要因とした資源価格の高騰や原材料価格上昇に加え、長期的な円安も重なり、景気の先行きについては非常に不透明な状況が続くものと思われまます。

当社グループの主たる建設事業におきましては、公共投資については国土強靱化政策等を背景に、既存インフラの維持管理等を中心に堅調に推移しており、民間設備投資についても持ち直しの動きが続いているものの、慢性的な建設労働者不足による労務費の高騰や、建設資材価格及び資源価格の高騰に伴う建設コストの上昇による受注競争の激化などの影響により、建設業を取り巻く環境は今後も厳しいものになると予測されます。

このような経営環境のもと、当社グループは「挙社一致、働き方改革の確実な実施を推進しつつ、継続的な受注拡大と効率化による高収益構造を目指す。」を次期経営基本方針とし、ICT、IoT、AI等の活用を推進し、生産性向上及び業務効率の向上を図り、更なる利益向上と顧客からの信頼確保に努めてまいります。また、世界的に加速しているカーボンニュートラルやSDGsの推進など、環境保全に対する取り組みを進めるとともに、土木・建築部材のプレキャスト化を推進することで、公共事業だけでなく民間設備投資にも対応できる受注体制の構築を図ってまいります。さらに女性活躍の推進や、次世代へ技術や技能を継承するため、若年層の人材確保及び技能労働者の人材育成を図り、労働者が働きやすい職場環境の整備と処遇改善を積極的に進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 主要な事業内容（2022年9月30日現在）

### （建設事業）

当事業は、一般土木の施工と違い、当社を中心とした橋梁工事部門と基礎工事部門及び連結子会社(株)ケイテックを中心とした橋梁・各種構造物の補修工事部門にて事業活動を行っております。

### （コンクリート製品事業）

当事業は、当社にて製造したPC関連を中心としたコンクリート製品及び一般土木用コンクリート製品の販売、同製品の連結子会社(株)ケイテックにおける販売、当社における消波・根固用として使用される土木用ブロックの鋼製型枠の賃貸の各事業を行っております。

### （不動産事業）

当事業は、不動産の賃貸、並びに販売事業を行っております。

### （売電事業）

当事業は、太陽光発電による売電に関する事業を行っております。

(7) 主要な事業所（2022年9月30日現在）

当社

本社：鹿児島県鹿児島市伊敷五丁目17番5号  
支店：東京支店（東京都港区）  
大阪支店（大阪府大阪市淀川区）  
福岡支店（福岡県福岡市中央区）  
事業所：南栄事業所（鹿児島県鹿児島市）  
機材センター（鹿児島県薩摩川内市）  
営業所：茨城営業所（茨城県笠間市）  
横浜営業所（神奈川県横浜市中区）  
名古屋営業所（愛知県清須市）  
神戸営業所（兵庫県神戸市垂水区）  
山口営業所（山口県山口市）  
北九州営業所（福岡県北九州市小倉南区）  
佐賀営業所（佐賀県佐賀市）  
長崎営業所（長崎県長崎市）  
熊本営業所（熊本県熊本市東区）  
宮崎営業所（宮崎県宮崎市）  
鹿屋営業所（鹿児島県肝属郡）  
川内営業所（鹿児島県薩摩川内市）  
沖縄営業所（沖縄県浦添市）  
工場：熊本工場（熊本県宇城市）  
大隅工場（鹿児島県肝属郡）

子会社

株式会社ケイテック

本店：福岡県福岡市中央区赤坂一丁目13番10号 赤坂有楽ビル

## (8) 従業員の状況（2022年9月30日現在）

### ① 企業集団の状況

| 事業区分       | 従業員数（名） | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|---------|-------------|
| 建設事業       | 212     | 4名増         |
| コンクリート製品事業 | 63      | 8名増         |
| 不動産事業      | —       | —           |
| 売電事業       | —       | —           |
| 全社（共通）     | 18      | 1名増         |
| 合計         | 293     | 13名増        |

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。  
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。  
3. 不動産事業及び売電事業は、管理部門が統括しております。

### ② 当社の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 263名 | 16名増      | 42.9歳 | 14.5年  |

(注) 上記従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

| 会社名       | 資本金   | 出資比率 | 主な事業内容                 |
|-----------|-------|------|------------------------|
| (株) ケイテック | 45百万円 | 100% | 土木建築構造物の維持補修の計画、設計及び施工 |

## (10) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

| 借 入 先               | 借 入 金 残 高 |
|---------------------|-----------|
| (株) 鹿 児 島 銀 行       | 200百万円    |
| (株) 宮 崎 銀 行         | 150       |
| (株) 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 100       |

## 2. 株式に関する事項 (2022年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,040,000株
- (2) 発行済株式の総数 758,112株(自己株式1,888株を除く)
- (3) 株主数 776名
- (4) 上位10名の株主

| 株 主 名                   | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------|---------|---------|
| (株) 植 村 組               | 67,900株 | 8.96%   |
| (株) ガ イ ア テ ッ ク         | 67,876株 | 8.95%   |
| コ ー ア ツ 工 業 共 栄 会       | 54,400株 | 7.18%   |
| (株) 南 日 本 運 輸 建 設       | 49,460株 | 6.52%   |
| (株) 日 本 地 下 技 術         | 42,480株 | 5.60%   |
| 松 澤 孝 一                 | 26,200株 | 3.46%   |
| (株) 鹿 児 島 銀 行           | 24,000株 | 3.17%   |
| 南 日 本 開 発 (株)           | 20,088株 | 2.65%   |
| 共 栄 火 災 海 上 保 険 (株)     | 20,000株 | 2.64%   |
| コ ー ア ツ 工 業 従 業 員 持 株 会 | 19,690株 | 2.60%   |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(1,888株)を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合であります。
2. 2022年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、同日付をもって発行可能株式総数は9,120,000株、発行済株式の総数は2,274,336株(自己株式5,664株を除く)となっております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。



#### 4. 会社役員の状況（2022年9月30日現在）

##### (1) 取締役及び監査役の状況

| 地 位       | 氏 名                  | 担 当                          | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                       |
|-----------|----------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | でぐちのり<br>出 口 稔       |                              |                                                       |
| 専務取締役     | きしたひろ<br>木 下 博 志     | 工事本部長                        | ㈱ケイテック代表取締役社長                                         |
| 取 締 役     | ごまくぼりゅう<br>胡 摩 窪 隆 二 | 営業本部長兼<br>福岡支店長兼<br>プレキャスト部長 |                                                       |
| 取 締 役     | たねかずと<br>種 子 和 人     | 管 理 本 部 長                    |                                                       |
| 取 締 役     | さかもとひろ<br>坂 元 広 明    | 営業本部副本部長兼<br>営 業 部 長         |                                                       |
| 取 締 役     | ふくもとしんいち<br>福 元 紳 一  |                              | 弁護士法人福元法律事務所代表弁護士<br>㈱新日本科学社外取締役<br>ソフトマックス㈱社外取締役     |
| 取 締 役     | まえだとしひろ<br>前 田 俊 広   |                              | 鹿児島テレビ放送㈱代表取締役社長                                      |
| 常 勤 監 査 役 | はぎはらきよふみ<br>萩 原 清 文  |                              |                                                       |
| 監 査 役     | いしどうかずお<br>石 堂 和 雄   |                              | (有)石堂建設代表取締役社長                                        |
| 監 査 役     | まつのしたごういち<br>松野下 剛 市 |                              | 松野下剛市公認会計士事務所所長<br>フェアサイド総合税務会計事務所代表<br>松野下剛市税理士事務所所長 |

(注)1. 取締役福元紳一氏及び前田俊広氏は、社外取締役であります。

2. 監査役石堂和雄氏及び松野下剛市氏は、社外監査役であります。

3. 監査役松野下剛市氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は取締役福元紳一氏、取締役前田俊広氏及び監査役松野下剛市氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

5. 取締役胡摩窪隆二氏は、2022年4月1日付で営業本部長及び福岡支店長に就任いたしました。

6. 取締役坂元広明氏は、2022年4月1日付で営業本部副本部長及び営業部長に就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約に関する内容の概要等

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料を全額負担しております。

契約内容の概要は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等を補うものであり、1年ごとに契約更新しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬である月額報酬と毎期の実績に応じて支給される業績連動報酬（賞与）で構成されており、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位、職責、在任年数及び当社の業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

なお、その報酬額については、株主総会で承認された金額の範囲内とする。

#### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月額固定報酬とし、役位、職責、在任年数及び他社水準、当社の業績、社員との給与のバランス等を考慮しながら、これらを総合的に勘案して決定するものとする。

個人別の報酬額については、取締役会で審議を行い、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的な内容について委任を受けるものと

し、取締役会が選定した報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定するものとする。

- c. 業績連動報酬等の内容及び額又は算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、最も客観的な指標である目標利益（営業利益・経常利益）の達成を前提として、社員賞与とのバランスを考慮した額を賞与として、一定の時期に金銭により支給する。目標利益の値は、前期末において策定した計画値を用いる。

個人別の報酬額については、取締役会で審議を行い、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的な内容について委任を受けるものとし、取締役会が選定した報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定するものとする。

固定報酬と業績連動報酬の報酬構成割合及び役位ごとの報酬額については、その客観性・妥当性を担保するために、社員給与・賞与とのバランスを重要視して、当社の財務状況等も踏まえたうえで設定するものとする。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分               | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |            |       |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|-----------------|------------------|------------|-------|------------|-----------------------|
|                    |                 | 固定報酬             | 業績連動<br>報酬 | 退職慰労金 | 非金銭報酬<br>等 |                       |
| 取締役<br>(社外取締役を除く。) | 31              | 26               | 4          | —     | —          | 7                     |
| 監査役<br>(社外監査役を除く。) | 6               | 5                | 0          | —     | —          | 1                     |
| 社外取締役              | 3               | 2                | 0          | —     | —          | 3                     |
| 社外監査役              | 1               | 1                | 0          | —     | —          | 2                     |
| 計                  | 42              | 36               | 5          | —     | —          | 13                    |

- (注) 1. 上記には、2021年12月21日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び社外取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、1998年12月18日開催の第40回定時株主総会において年額80百万円以内（ただし、従業員分給与は含まない。）と決議いただいております（当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役0名））。
4. 監査役の報酬限度額は、1996年9月5日開催の臨時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております（当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち、2名ともに社外監査役））。
5. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与と引当金の繰入額として次の金額を含んでおります。
- ・取締役7名           5百万円（うち社外取締役2名           0百万円）
  - ・監査役3名           0百万円（うち社外監査役2名           0百万円）
6. 取締役会は、代表取締役社長 出口稔に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性について確認しております。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼務の状況等及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役福元紳一氏は、弁護士法人福元法律事務所の代表弁護士であり、株式会社新日本科学及びソフトマックス株式会社の社外取締役であります。当社は弁護士法人福元法律事務所へ顧問弁護士業務を依頼しております。株式会社新日本科学及びソフトマックス株式会社との間には特別な関係はありません。
  - 取締役前田俊広氏は、鹿児島テレビ放送株式会社の代表取締役社長であります。当社と鹿児島テレビ放送株式会社との間には特別な関係はありません。
  - 監査役石堂和雄氏は、有限会社石堂建設の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には建設工事請負等の関係があります。
  - 監査役松野下剛市氏は、フェアサイド総合税務会計事務所の代表であり、松野下剛市公認会計士事務所及び松野下剛市税理士事務所の所長であります。当社はフェアサイド総合税務会計事務所へ税務顧問業務を依頼しております。松野下剛市公認会計士事務所及び松野下剛市税理士事務所との間には特別な関係はありません。

## ② 社外役員の主な活動状況

|            | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役へ期待される役割に関して行った職務の内容                                                                                                              |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 福元 紳一  | 当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど経営の監視や適宜必要な発言を行っております。                                                                          |
| 取締役 前田 俊広  | 当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。主に金融機関における経験及び経営者としての経験に基づき適宜必要な発言を行っております。                                                                             |
| 監査役 石堂 和雄  | 当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会11回の全てに出席いたしました。主に経験豊富な経営者の観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会においては、監査結果の意見交換及び議案審議の必要に応じて発言を行っております。                   |
| 監査役 松野下 剛市 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回、監査役会については11回のうち9回に出席いたしました。税理士、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会においては、監査結果の意見交換及び議案審議の必要に応じて発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

| 区 分       | 監査証明業務に<br>基づく報酬 | 非監査証明業務に<br>基づく報酬 | 計     |
|-----------|------------------|-------------------|-------|
| 当 社       | 24百万円            | —                 | 24百万円 |
| 連 結 子 会 社 | —                | —                 | —     |
| 計         | 24百万円            | —                 | 24百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備及び運用状況

当社は取締役の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制につきまして、「内部統制基本方針」を制定し、以下のとおり行うこととしております。

### (1) 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの役員及び従業員は、社会構成員として法令・定款を遵守し適合することを確保するため、社会の一員として社会倫理の遵守を企業活動の基本とし、企業理念、企業行動規範、企業行動基準に則した実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
- ② 当社グループの役員は、社会規範・倫理並びに法令などの遵守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図るため、コンプライアンス・リスク管理規程の定めに従い、当社グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。
- ③ 代表取締役は、管理本部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・維持並びに整備にあたる。あわせて法令遵守上疑義のある行為について、従業員が直接通報を行う手段を確保する。この通報については、通報者の希望により匿名性を保証し、通報者に不利益がないことを確保する。
- ④ コンプライアンスの主管部署としてISO・コンプライアンス室を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ⑤ 監査役と内部監査室は連携を密にし、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、問題の把握と改善に努める。この際、内部監査室は定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、代表取締役及び監査役に適宜報告する。
- ⑥ 当社及びグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、反社会的勢力からの接触があった場合には、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規程に基づき作成・保存する。また、これらの管理状況については監査役の監査を受ける。
- ② 監査役及び会計監査人からの閲覧の要請があった場合は、速やかに閲覧が可能な状態として本社において保管する。

- ③ 法令及び適時開示規則に基づき必要な情報開示を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- ① 代表取締役は、管理本部長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、取締役会において各部門のリスクマネジメント業務を協議し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制を決定する。
- ② 全社的なリスクを総括的に管理する部門を設定する。各部門においては基本方針・関連規程等に基づき、各部門のリスク管理体制を確立する。
- ③ 監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役会は、取締役会が定める経営機構、取締役及び業務執行責任者等の職務分掌に基づき、各取締役及び業務執行責任者に業務の執行を行わせる。
- ② 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定例的(月1回)に開催する。また、この取締役会は必要に応じて臨時に開催する。
- ③ 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (ア) 子会社の代表取締役は、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席して職務の執行状況を報告する。
- (イ) グループ会社に関する一定の事項については、当社の取締役会における承認を要するものとする。
- (ウ) 内部監査室は、グループ会社における内部監査を実施又は統括し、グループ業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、代表取締役及び監査役に報告する体制を構築する。
- (エ) 当社グループにおけるリスク管理に関する重要な方針は、取締役会その他の重要な機関において決定するものとする。
- ② 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、並びに子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制



- (ア) 当社は業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要な、グループとしての規範・規則を「関係会社管理規程」として整備する。
- (イ) 当社グループに属する会社間の取引は、法令・企業会計原則・税法その他社会規範に基づく適切なものでなければならない。
- (ウ) 取締役及び業務執行責任者は、それぞれの職務分掌に従い、当社グループ会社が適切な内部統制システムの整備及び運用を行うよう指導する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項**
- ① 監査役の職務を補助すべき従業員として当社の従業員から監査役補助者を任命する。
  - ② 監査役補助者の任命、解任等については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保する。
- (7) 監査役の上記(6)の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 監査役の職務を補助すべき従業員に関しては、監査役の指示命令に従うとともに、従業員の所属部署に関わる監査補助は行わないこととする。
- (8) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役及び業務執行責任者は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
  - ② 取締役及び従業員は、会社に重大な損失・悪影響を与える事項、又はその恐れがある事項及び違法・不正行為について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。
  - ③ 監査役は必要に応じていつでも、取締役及び従業員に対して業務に関する書類の提示を求めることができるものとする。
  - ④ 監査役は取締役会及びコンプライアンス・リスク管理委員会等の会社の重要会議に出席して報告を受ける。
- (9) 上記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社及び子会社は、当社グループの従業員に対し監査役が出席するコンプライアンス・リスク管理委員会に直接通報するよう周知徹底するとともに、その通報行為に対して不利益を課さない旨をコンプライアンス・リスク管理規程に明記する。
- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等は、毎期の利益計画に一定額の予算を設ける。

**(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役会と代表取締役社長が相互の意思疎通を図るための定期的な意見交換会を設定する。
- ② 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。
- ③ 監査役は、会計監査人の年次「監査計画概要書」について事前に確認し、会計監査人の監査方法・結果の正当性を判断するとともに、定期的に監査結果の報告を受ける。
- ④ 監査役と会計監査人が相互に連携し、効率的な監査のできる体制を確保する。

**(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は「内部統制基本方針」を制定し、取締役の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を運用しております。当期における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社グループでは、財務報告に係る内部統制を中心に体制の整備及び運用を行っております。内部統制委員会の各担当者は、毎事業年度に立案する評価計画を基に内部統制の整備・運用状況の評価を行い、内部監査室が、通常のグループ内部監査と合わせてその検証や確認を行っております。

内部統制委員会による内部統制の評価状況や、運用上検出された問題点・リスク及びその対応状況は、内部監査室の確認を経て、定期的に取締役会及び監査役会に報告しております。また、内部監査室による内部監査の結果は、適宜社長及び監査役会まで報告されております。

取締役会では、重要な職務に関する意思決定や当社及び子会社の月次の業績報告等がなされており、当事業年度は16回開催いたしました。監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されており、取締役会の他、監査役会の定期的な開催や稟議書等の常時閲覧、内部監査室との会合等を通じて、監査の実効性の向上を図っております。

~~~~~  
以上のご報告における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,666,345	流動負債	4,199,061
現金預金	635,513	支払手形・工事未払金等	2,242,543
受取手形・完成工事未収入金等	3,069,297	短期借入金	600,000
販売用不動産	52,698	リース債務	151,619
未成工事支出金	41,224	未払法人税等	64,357
商品及び製品	207,928	契約負債	541,760
仕掛品	4,843	完成工事補償引当金	100
材料貯蔵品	40,898	工事損失引当金	7,000
未収入金	1,233,378	賞与引当金	222,611
その他	381,062	役員賞与引当金	6,521
貸倒引当金	△500	その他	362,548
固定資産	7,036,942	固定負債	394,965
有形固定資産	5,818,836	リース債務	316,977
建物・構築物	1,063,334	その他	77,988
機械・運搬具・工具器具備品	760,748	負債合計	4,594,027
リース資産	458,686	(純資産の部)	
土地	3,507,679	株主資本	8,045,453
建設仮勘定	28,388	資本金	1,319,000
無形固定資産	29,515	資本剰余金	1,278,500
投資その他の資産	1,188,591	利益剰余金	5,453,584
投資有価証券	935,296	自己株式	△5,631
退職給付に係る資産	68,066	その他の包括利益累計額	63,808
繰延税金資産	54,793	その他有価証券評価差額金	43,076
その他	497,172	退職給付に係る調整累計額	20,731
貸倒引当金	△366,737	純資産合計	8,109,261
資産合計	12,703,288	負債・純資産合計	12,703,288

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高	9,027,439	
完 成 工 事 高	830,986	
製 品 等 産 売 上 高	118,484	
不 動 電 収 入	102,883	10,079,794
売 上 原 価	7,428,427	
完 成 工 事 原 価	782,642	
製 品 等 産 売 上 原 価	69,314	
不 動 電 原 価	50,882	8,331,266
売 上 総 利 益	1,599,012	
完 成 工 事 総 利 益	48,343	
製 品 等 産 売 上 総 利 益	49,169	
不 動 電 総 利 益	52,001	1,748,527
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		875,253
営 業 外 収 入		873,274
受 取 利 息 及 び 配 当 金	12,460	
受 取 助 金 収 入	3,932	
補 作 業 取 得 益	3,025	
そ の 他	35,286	
営 業 外 費 用	2,254	
支 払 保 証 料	7,321	64,281
支 払 保 証 料	8,028	
災 害 事 故 関 係 費 用	4,894	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 関 連 費 用	2,743	
そ の 他	7,047	
経 常 利 益	1,511	24,224
特 別 利 益		913,330
特 定 資 産 売 却 益	2,954	2,954
特 定 資 産 除 却 損	9,873	
そ の 他	86,000	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,483	97,356
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	228,390	818,928
法 人 税 等 調 整 額	28,936	257,327
当 期 純 利 益		561,601
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		561,601

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,319,000	1,278,500	4,956,489	△5,631	7,548,357
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			△3,857		△3,857
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	1,319,000	1,278,500	4,952,632	△5,631	7,544,500
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△60,648		△60,648
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			561,601		561,601
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	500,952	—	500,952
当 期 末 残 高	1,319,000	1,278,500	5,453,584	△5,631	8,045,453

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	56,140	70,357	126,497	7,674,855
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額				△3,857
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	56,140	70,357	126,497	7,670,997
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△60,648
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				561,601
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△13,063	△49,625	△62,689	△62,689
当 期 変 動 額 合 計	△13,063	△49,625	△62,689	438,263
当 期 末 残 高	43,076	20,731	63,808	8,109,261

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項
全ての子会社（1社（株）ケイテック）を連結しております。
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
販売用不動産……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
未成工事支出金……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
製品、仕掛品及び材料……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品……最終仕入原価法
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物	8年～50年
機械・運搬具・工具器具備品	3年～17年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 完成工事補償引当金
完成工事の瑕疵担保の費用に備えるため、過去における完成工事高に対する補修費の割合を基礎に将来の補修費の見込額を加味して計上しております。
- ③ 工事損失引当金
当連結会計年度末手持工事のうち損失が見込まれ、かつ、損失額を合理的に見積ることができると見られる工事について、当該損失見積額を計上しております。
- ④ 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の損益処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から損益処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

(建設事業)

建設事業は、顧客との工事請負契約に基づき建設工事を行い、完成した工事物件を顧客に引き渡す履行義務を負っております。当該請負工事契約においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしており、長期の工事請負契約に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）を用いております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準によって収益を認識しております。取引の対価は、契約条件に従い概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(コンクリート製品事業)

コンクリート製品事業は、主にコンクリート二次製品の製造、製品及び商品等の販売を行い、顧客との契約に基づき製品及び商品等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は製品等が引き渡される一時点で充足されるものであり、製品等を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。なお、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(不動産事業)

不動産事業のうち、販売事業においては、主に顧客との間に締結した不動産売買契約に基づき、当該物件の引渡しを行う履行義務を負っており、当該物件が顧客に引き渡された時点で収益を認識しております。

また、賃貸事業においては、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づき、賃貸借期間にわたり収益を認識しております。

いずれも取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(売電事業)

売電事業においては、太陽光で発電した電力を電力会社に供給することを履行義務としており、当該供給が完了した時点で履行義務を充足したと判断して、月ごとに収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

[会計方針の変更に関する注記]

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、工事契約に関して、従来は工事完成基準を適用していた契約のうち、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)を用いております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準によって収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、従来の方法と比較して、当連結会計年度の売上高が7億79百万円、売上原価が7億88百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ9百万円増加しております。また、利益剰余金の当期期首残高は3百万円減少しております。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」及び「その他」に含まれる「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」で表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

[表示方法の変更に関する注記]

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「減損損失」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「特別損失」の「その他」として表示しております。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において、一定の期間にわたり収益を認識する方法により計上した完成工事高は8,702,454千円であります。

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

長期の工事請負契約に関する収益は、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)を用いております。

収益を認識する方法に基づく完成工事高の計上は、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積る必要があります。対象となる建設工事は施工場所の立地条件によってその仕様や作業内容等が異なる工事であるため個性が強く、また、施工条件や方法等の着工後の変更、工程進捗に伴う人件費や外注費の追加または削減が発生することがあり、その影響を適時・適切に工事原価総額の見積りに反映しております。

よって、当該見積りに変更が発生した場合には、翌連結会計年度の完成工事高の金額に影響を与える可能性があります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 受取手形・完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

科 目	金 額
受取手形	115,157千円
完成工事未収入金	80,806
契約資産	2,275,082
売掛金	166,038
電子記録債権	432,212
合 計	3,069,297

2. 有形固定資産の減価償却累計額

6,716,110千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	金額
建物・構築物	175,948千円
機械・運搬具・工具器具備品	0
土地	2,185,148
合計	2,361,096

担保に係る債務	金額
短期借入金	450,000千円
リース債務	60,000
合計	510,000

4. 工事損失引当金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せず両建てで計上しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はありません。

5. 国庫補助金等により固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

建物・構築物	43,870千円
機械・運搬具・工具器具備品	69,233

[連結損益計算書に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「[収益認識に関する注記] 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 和解金

2022年9月に合意した地中埋設物撤去に関する和解金であります。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 760,000株

(注) 2022年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年12月21日 定時株主総会	普通株式	60,648	80	2021年 9月30日	2021年 12月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年12月21日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- (イ) 配当金総額 56,858千円
- (ロ) 1株当たり配当額 75円
- (ハ) 基準日 2022年9月30日
- (ニ) 効力発生日 2022年12月22日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 2022年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金や設備投資に必要な資金は主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金等は、全て1年以内の支払期日であります。

短期借入金については、主として運転資金調達を目的としたものであります。短期借入金の一部は変動金利のため、金利変動リスクに晒されておりますが短期決済であり、金利変動リスクは限定的であります。

長期借入金については、主に設備投資を目的としたものは固定金利の契約であるため金利変動リスクはありませんが、変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権等について営業部業務課が必要に応じて信用調査を行う等、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社につきましても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、連結子会社につきましても、同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを履行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、連結子会社につきましても、当社の管理本部管理部が指導を行い管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）参照）また、現金預金、受取手形・完成工事未収入金等、未収入金、支払手形・工事未払金等、短期借入金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	240,712	240,712	—
資 産 計	240,712	240,712	—
負 債 計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	694,583千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融資産の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券	240,712	—	—	240,712

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、鹿児島県内を中心に賃貸用資産を有しております。その一部には遊休資産があります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価
1,284,157	2,251,321千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額及び不動産鑑定評価基準に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント (千円)				合計 (千円)
	建設事業	コンクリート 製品事業	不動産事業	売電事業	
一定の期間にわたり移転される財	8,702,454	—	—	—	8,702,454
一時点で移転される財	324,985	830,986	47,480	102,883	1,306,335
顧客との契約から生じる収益	9,027,439	830,986	47,480	102,883	10,008,789
その他の収益	—	—	71,004	—	71,004
外部顧客への売上高	9,027,439	830,986	118,484	102,883	10,079,794

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〕 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	653,763千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	246,844
契約資産 (期首残高)	1,253,278
契約資産 (期末残高)	2,275,082
契約負債 (期首残高)	375,904
契約負債 (期末残高)	541,760

(注) 当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は375,806千円であります。また、過去の期間に充足 (又は部分的に充足) した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は、290,165千円であります。これは、主に追加工事の獲得によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価額

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足 (又は部分的に未充足) の履行義務は、当連結会計年度末において12,451,502千円であります。当該履行義務は、建設事業における工事請負契約に関するものであり、期末後1年以内に約55%、その後2年以内に約30%、3年以内に約15%が収益として認識されると見込んでおります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	3,565円55銭
1株当たり当期純利益	246円92銭

(注) 2022年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

〔重要な後発事象に関する注記〕

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2022年6月27日開催の取締役会決議に基づき、2022年10月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2022年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	760,000株
今回の分割により増加する株式数	1,520,000株
株式分割後の発行済株式総数	2,280,000株
株式分割後の発行可能株式総数	9,120,000株

(3) 分割の日程

基準公告日	2022年9月15日
基準日	2022年9月30日
効力発生日	2022年10月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、当該箇所に記載しております。

(5) その他

今回の株式分割に関して、資本金の額の変更はありません。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2022年10月1日をもって、当社定款第5条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容（下線は変更部分）

変更前	変更後
第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,040,000株</u> とする。	第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,120,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

定款変更の効力発生日	2022年10月1日
------------	------------

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,189,752	流動負債	3,993,360
現金預金	277,499	支払手形	1,261,838
受取手形	89,455	工事未払金	776,916
電子記録債権	428,003	買掛金	101,580
完成工事未収入金	42,680	短期借入金	600,000
売掛金	158,930	リース債務	150,042
契約資産	2,243,104	未払金	87,251
製品	207,928	未払費用	137,249
販売用不動産	52,698	未払法人税等	33,774
未成工事支出金	32,850	契約負債	524,870
仕掛品	4,843	完成工事補償引当金	100
材料貯蔵品	38,534	工事損失引当金	7,000
前払費用	12,000	賞与引当金	199,297
未収入金	1,233,379	役員賞与引当金	5,721
その他	368,342	その他	107,716
貸倒引当金	△500	固定負債	394,823
固定資産	7,063,627	リース債務	316,846
有形固定資産	5,811,564	資産除去債務	19,695
建物・構築物	1,062,525	その他	58,282
機械・運搬具	724,676	負債合計	4,388,184
工具器具備品	31,316	(純資産の部)	
リース資産	456,977	株主資本	
土地	3,507,679	資本金	1,319,000
建設仮勘定	28,388	資本剰余金	1,278,500
無形固定資産	29,296	資本準備金	1,278,500
ソフトウェア	18,708	利益剰余金	5,230,251
その他	10,588	利益準備金	198,125
投資その他の資産	1,222,766	その他利益剰余金	5,032,126
投資有価証券	935,296	別途積立金	2,500,000
関係会社株式	80,000	繰越利益剰余金	2,532,126
前払年金費用	39,447	自己株式	△5,631
繰延税金資産	51,409	評価・換算差額等	43,076
その他投資等	483,350	その他有価証券評価差額金	43,076
貸倒引当金	△366,737	純資産合計	7,865,196
資産合計	12,253,380	負債・純資産合計	12,253,380

(注)記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	7,972,264	
完 成 工 事 高	732,401	
製 品 等 売 上 高	119,555	
不 動 電 産 売 上 高	102,883	8,927,104
売 上 原 価	6,561,900	
完 成 工 事 原 価	693,010	
製 品 等 売 上 原 価	70,199	
不 動 電 産 原 価	50,907	7,376,018
売 上 総 利 益	1,410,363	
完 成 工 事 総 利 益	39,391	
製 品 等 売 上 総 利 益	49,356	
不 動 電 産 総 利 益	51,975	1,551,086
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		806,103
営 業 外 収 益		744,983
受 取 利 息 及 び 配 当 金	12,457	
受 取 助 貸 料	3,932	
補 作 業 欠 却 入 益	2,904	
受 取 保 険 金	35,286	
そ の 他	2,254	
営 業 外 費 用	7,049	63,885
支 払 利 息	8,124	
支 払 保 証 料	4,390	
災 害 事 故 関 係 費 用	2,743	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 関 連 費 用	7,047	
そ の 他	1,511	23,816
経 常 利 益		785,052
特 別 資 産 利 益	2,954	2,954
特 別 資 産 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 金	9,873	
和 解 の 他	86,000	
そ の 他	1,483	97,356
税 引 前 当 期 純 利 益		690,650
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	183,617	
法 人 税 等 調 整 額	28,213	211,830
当 期 純 利 益		478,819

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資 本 金	資本剰余金 資本準備金	利 益 剰 余 金 利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計	自己株式	
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,319,000	1,278,500	198,125	2,500,000	2,117,990	4,816,115	△5,631	7,407,983
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					△4,034	△4,034		△4,034
会計基準の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,319,000	1,278,500	198,125	2,500,000	2,113,955	4,812,080	△5,631	7,403,949
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△60,648	△60,648		△60,648
当 期 純 利 益					478,819	478,819		478,819
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	418,170	418,170	—	418,170
当 期 末 残 高	1,319,000	1,278,500	198,125	2,500,000	2,532,126	5,230,251	△5,631	7,822,119

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	56,140	56,140	7,464,123
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△4,034
会計基準の変更を反映した 当 期 首 残 高	56,140	56,140	7,460,089
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△60,648
当 期 純 利 益			478,819
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)	△13,063	△13,063	△13,063
当 期 変 動 額 合 計	△13,063	△13,063	405,106
当 期 末 残 高	43,076	43,076	7,865,196

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未完工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品、仕掛品及び材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物 8年～50年

機械・運搬具 4年～17年

工具器具備品 3年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保の費用に備えるため、過去における完成工事高に対する補修費の割合を基礎に将来の補修費の見込額を加味して計上しております。

(3) 工事損失引当金

当事業年度未手持工事のうち損失が見込まれ、かつ、損失額を合理的に見積ることができ
る工事について、当該損失見積額を計上しております。

(4) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(6) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込
額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては、年金資産の見込額が退職給付債務に未認識数理計算上の
差異を加減した額を超えているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方
法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以
内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損
益処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当
該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

（建設事業）

建設事業は、顧客との工事請負契約に基づき建設工事を行い、完成した工事物件を顧客に
引き渡す履行義務を負っております。当該請負工事契約においては、約束した財又はサービ
スの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額
で収益を認識することとしており、長期の工事請負契約に関して、一定の期間にわたり充足
される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収
益を一定の期間にわたり認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度
の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）を用いておりま
す。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、履行義務を
充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準によって収益
を認識しております。取引の対価は、契約条件に従い概ね履行義務の進捗に応じて段階的に
受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

（コンクリート製品事業）

コンクリート製品事業は、主にコンクリート二次製品の製造、製品及び商品等の販売を行
い、顧客との契約に基づき製品及び商品等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行
義務は製品等が引き渡される一時点で充足されるものであり、製品等を顧客に引き渡した時
点で収益を認識しております。なお、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該
当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該
他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。取引の対価は履行義
務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(不動産事業)

不動産事業のうち、販売事業においては、主に顧客との間に締結した不動産売買契約に基づき、当該物件の引渡しを行う履行義務を負っており、当該物件が顧客に引き渡された時点で収益を認識しております。

また、賃貸事業においては、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づき、賃貸借期間にわたり収益を認識しております。

いずれも取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(売電事業)

売電事業においては、太陽光で発電した電力を電力会社に供給することを履行義務としており、当該供給が完了した時点で履行義務を充足したと判断して、月ごとに収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

[会計方針の変更に関する注記]

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、工事契約に関して、従来は工事完成基準を適用していた契約のうち、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）を用いております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準によって収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、従来の方と比較して、当事業年度の売上高が7億53百万円、売上原価が7億59百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ6百万円増加しております。また、利益剰余金の当期期首残高は4百万円減少しております。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金」は、当事業年度より「完成工事未収入金」、「契約資産」に区分して表示し、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」及び「その他」に含まれる「前受金」は、当事業年度より「契約負債」で表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「減損損失」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「特別損失」の「その他」として表示しております。

[会計上の見積りに関する注記]

建設事業における収益認識

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度において、一定の期間にわたり収益を認識する方法により計上した完成工事高は7,751,063千円であります。

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

長期の工事請負契約に関する収益は、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）を用いております。

収益を認識する方法に基づく完成工事高の計上は、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積る必要があります。対象となる建設工事は施工場所の立地条件によってその仕様や作業内容等が異なる工事であるため個別性が強く、また、施工条件や方法等の着工後の変更、工程進捗に伴う人件費や外注費の追加または削減が発生することがあり、その影響を適時・適切に工事原価総額の見積りに反映しております。

よって、当該見積りに変更が発生した場合には、翌事業年度の完成工事高の金額に影響を与える可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	651千円
短期金銭債務	285

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,701,473千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保資産の種類	金額
建物・構築物	175,948千円
機械・運搬具・工具器具備品	0
土地	2,185,148
合計	2,361,096

担保に係る債務	金額
短期借入金	450,000千円
リース債務	60,000
合計	510,000

4. 工事損失引当金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せず両建てで計上しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はありません。

5. 国庫補助金等により固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

建物・構築物	43,870千円
機械・運搬具・工具器具備品	69,233

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高	売上高	1,071千円
	外注費	2,450
	その他営業取引	2,400
	営業取引以外の取引高	95

2. 和解金

2022年9月に合意した地中埋設物撤去に関する和解金であります。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,888株

(注) 2022年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、未払事業税等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、前払年金費用等であります。(評価性引当額は、666,805千円であります。)

〔収益認識に関する注記〕

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	3,458円23銭
1株当たり当期純利益	210円53銭

(注) 2022年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

〔重要な後発事象に関する注記〕

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2022年6月27日開催の取締役会決議に基づき、2022年10月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

詳細については、連結注記表の「〔重要な後発事象に関する注記〕」に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月24日

コーアツ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増村正之
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲斐貴志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コーアツ工業株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コーアツ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月24日

コーアツ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 増村正之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 甲斐貴志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コーアツ工業株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月28日

コーアツ工業株式会社	監査役会
常勤監査役	萩原清文
社外監査役	石堂和雄
社外監査役	松野下剛市

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第64期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金75円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当金総額は56,858,400円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年12月22日といたしたいと存じます。

(注) 2022年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって分割しております。上記の期末配当につきましては、配当基準日が2022年9月30日となりますので、当該株式分割実施前（2022年9月30日現在）の株式数を基準として配当を実施いたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p>
(新 設)	<p><u>第1条</u> 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>2 本附則は、前項の株主総会の日から3か月を経過した後にこれを削除する。</p>

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については監査役会の承認を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 ※	にし なり ひと 西 成人 (1959年1月10日生)	1982年4月 当社入社 2007年8月 株式会社植村組取締役 2012年6月 当社入社執行役員管理本部長 2012年12月 当社取締役管理本部長 2016年4月 当社常務取締役管理本部長 2021年12月 当社常勤顧問(現任)	1,100株
		【監査役候補者とした理由】 候補者は、2012年から当社の取締役を務め、経営者として、また管理業務全般において豊富な経験と実績・見識を有していることから、監査役として職務を適切に果たせると判断し、監査役候補者いたしました。	
2 ※	にし もと ひろ ふみ 西 元 浩 文 (1963年1月21日生)	1989年10月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2010年10月 同法人鹿児島事務所長 2012年7月 同法人福岡事務所トータルサービス部門長 2015年7月 同法人福岡事務所監査部門長兼業務管理担当 2020年12月 同法人退所 2021年1月 西元浩文公認会計士事務所所長(現任)	-
		【社外監査役候補者とした理由】 候補者は、公認会計士として長年培われた豊富な経験と実績・見識を有していることから、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。	
3	まつのした ごう いち 松野下 剛 市 (1960年4月11日生)	1989年10月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2000年12月 同法人退所 2001年1月 松野下剛市公認会計士事務所所長(現任) 2001年1月 フェアサイド総合税務会計事務所入所(現任) 2001年3月 松野下剛市税理士事務所所長(現任) 2010年12月 当社社外監査役(現任)	-
		【社外監査役候補者とした理由】 候補者は、税理士及び公認会計士の資格を有し、経営会計業務に携わられた豊富な経験と実績・見識を有していることから、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。	

(注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 西元浩文氏、松野下剛市氏は、社外監査役候補者であります。

4. 松野下剛市氏は、現在、当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって12年となります。
5. 当社は松野下剛市氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。西元浩文氏の選任及び松野下剛市氏の再任が承認された場合は、西元浩文氏を独立役員として届け出る予定であり、松野下剛市氏を引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。社外監査役候補者である西元浩文氏の選任及び松野下剛市氏の再任が承認された場合、西元浩文氏との間で責任限定契約を締結する予定であり、松野下剛市氏との間の契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりです。第3号議案記載の監査役3名の選任が承認された場合、当該保険の被保険者となり、任期途中に当該契約を同内容で更新する予定であります。
8. 当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の各候補者の「所有する当社の株式数」は当該株式分割前（2022年9月30日現在）の株式数で記載しております。

以 上

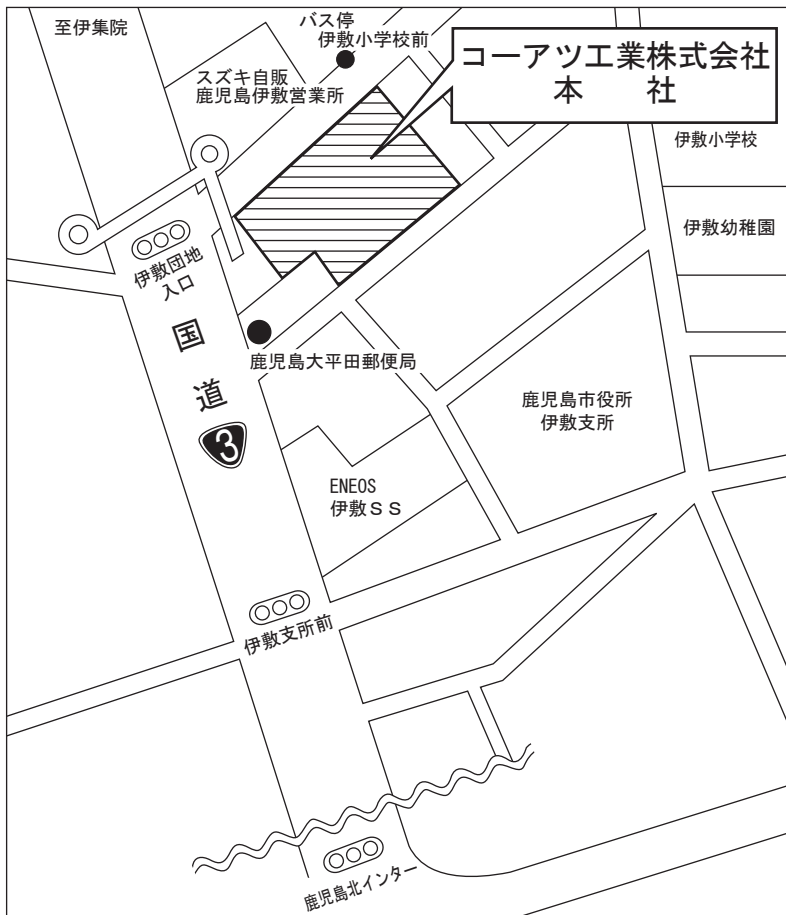
メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場：鹿児島市伊敷五丁目17番5号 当社本社 3階会議室

T E L：099-229-8181



●会場までの交通のご案内

- 鹿児島中央駅発バス 伊敷小学校前下車 1分
- お願い：駐車場が手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。